

# 公益通報相談窓口 のご案内

勤務先が違法なことを  
している・・・



公益通報って何？



公益通報したら  
解雇されちゃう？

～公益通報についての疑問やお悩みへの回答は裏面Q&Aへ～

これから公益通報をしようか悩んでいる、公益通報をしたら勤務先から解雇されてしまった等、公益通報の問題に弁護士が無料でご相談（電話又は面談）に応じます。

電話相談をご希望の方



043-225-7248

毎月第3木曜日午前11時～午後2時

面談相談をご希望の方



043-227-8954

受付：平日午前10時～午後4時（午前11時30分～午後1時を除く）

始めに「公益通報の相談です」とお話し下さい。

面談場所：原則として担当弁護士の事務所にて実施させていただきます。

面談日：担当弁護士と相談の上、決定します。 ※2名の弁護士が面談対応します。

相談無料 電話・面談相談  
千葉県弁護士会





**Q** 公益通報って何ですか？

**A** 公益通報とは、不正な目的ではなく、勤務先の不正行為を、一定の通報先に通報することをいいます。

**Q** 公益通報したら、勤務先から解雇されてしまうんじゃないの？

**A** 公益通報をした場合、公益通報保護法によって、労働者は、一定の要件のもと、勤務先による解雇やその他不当な取り扱いから守られています。

**Q** 勤務先が違法なことをしています。公益通報をしたいけれど、どうすればよいのかわかりません。

**A** 千葉県弁護士会の公益通報相談窓口は、通報をこれからしようと考えている方に、弁護士が助言と協力いたします。また、通報をしたことによって解雇されたり、その他不利益な取り扱いを受けたという方のご相談にも対応しております。

**Q** 相談内容が外部に漏れたりしないですか？

**A** 弁護士には守秘義務がありますので、相談内容が外に漏れることはありません。安心してご相談下さい。

相談のみで  
終了でもOKです

公益通報についてのご相談に  
弁護士が無料でお答えします。



お電話がかかりにくい場合、お手数ですが、時間をおいておかけ直しくださいますようお願いいたします。

主催：千葉県弁護士会

千葉市中央区中央4-13-9 お問い合わせ043-227-8431 (代)